

佐賀県監査委員告示第3号

佐賀県監査基準（令和2年佐賀県監査委員告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

佐賀県代表監査委員 原 惣一郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(情報管理)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、<u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u>に基づき適切に取り扱うものとする。</p>	<p>(情報管理)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づき適切に取り扱うものとする。</p>

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。